



東労発基 0610 第 3 号
令和 元 年 6 月 10 日

関係団体の長 殿

東京労働局長



「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2019」の開催について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は労働基準行政の推進、とりわけ労働災害防止につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京労働局においては、「第 13 次東京労働局労働災害防止計画」（計画期間 2018 年度～2022 年度）（以下、「13 次防」という。）を策定し、労働災害を防止するために官民一体となった取組を進めているところです。

13 次防に掲げる「国民全体の安全・健康意識の高揚の取組」の一環として、標記コンクールを下記のとおり開催することとしました。

つきましては、傘下会員事業場等の関係者に対する「私の安全宣言」の応募勸奨について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 募 集 期 間：令和元年 7 月 1 日（月）～10 月 7 日（月）
- 2 選 考 委 員 会：令和元年 11 月 予 定
- 3 優 秀 作 品 発 表：令和元年月～12 月 予 定
- 4 表 彰 式：令和元年 12 月 予 定

※ 別添「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2019 開催要領」を併せて御参照ください。

なお、開催要領、広報用資料、応募様式については、おって東京労働局及び東京労働基準協会連合会のホームページに掲載予定であることを申し添えます。

令和元年6月10日

「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2019」開催要領

1 趣旨・目的

東京労働局においては、平成30年度からの5か年を計画期間とする第13次労働災害防止計画（以下「13次防」という。）を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズに官民一体となった労働災害防止のための取組を推進している。

13次防においては、計画を推進するに当たっての基本的考え方の1つとして、『行政が進める安全衛生対策の見える化』の推進を掲げるとともに、国民全体の安全・健康意識の高揚の取組として「私の安全宣言コンクール」を開催することとしている。

13次防に基づき、「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2019」を開催し、職場における労働者自身の安全宣言を広く募集するとともに、優秀な作品を表彰することにより、行政が進める安全衛生対策を広く一般国民に周知し、もって事業場労使の安全気運の向上を図ることとする。

2 実施体制

東京労働局及び公益社団法人東京労働基準協会連合会の共催により実施することとする。

3 実施スケジュール

- (1) 募集期間：令和元年7月1日（月）～10月7日（月）
- (2) 選考委員会：令和元年11月予定
- (3) 優秀作品発表：令和元年11月～12月予定
- (4) 表彰式：令和元年12月予定

4 応募資格・応募方法

- ・応募資格は、「現在、都内の事業場で働いている労働者であること。」とする。
- ・多くの労働者に興味を持たせ、コンクールへの参加を促すため、広報チラシ（応募様式一体）を配布する。
- ・応募方法は、13次防における重点業種等に応じた以下の区分ごとに行うこととし、ファクス若しくはメール、又は東京労働基準協会連合会ホームページの応募フォームにより行うものとする。

【応募区分】

「製造業部門」、「建設業部門」、「運輸交通・陸上貨物運送業部門」、「小売・飲

食店部門」、「社会福祉施設部門」、「ビルメンテナンス業部門」、「その他の事業部門」、「行動災害防止特別賞」、「高年齢者災害防止特別賞」の9部門とする。

なお、1作品について複数部門への応募を可とする。

5 優秀作品の選考

以下の構成からなる選考委員会を開催し、原則として、部門ごとに労働災害防止に効果が高いと考えられる作品1点程度を「優秀作品賞」として選考する。

選考委員会の委員構成は、以下のとおりとし、選考は各委員の合議によることとする。

- ①東京労働局：安全課長
- ②公益社団法人東京労働基準協会連合会：専務理事、事業部長
- ③建設業労働災害防止協会：事務局長
- ④陸上貨物運送事業労働災害防止協会：事務局長
- ⑤外部有識者：安全衛生労使専門委員

6 表彰式

「優秀作品賞」、「行動災害防止特別賞」及び「高年齢者災害防止特別賞」に選考された応募者に対し、12月開催予定の表彰式において賞状及び記念品を贈呈する。

7 優秀作品等の取扱

「優秀作品賞」、「行動災害防止特別賞」及び「高年齢者災害防止特別賞」の受賞者氏名、受賞作品及び所属事業場名については、東京労働局HPへの掲載、業界紙等への掲載により、広く一般に周知広報を行う。

「私の安全宣言」に係る「優秀作品賞」、「行動災害防止特別賞」及び「高年齢者災害防止特別賞」の選考に当たって（留意事項）

- 1 「優秀作品賞」の選考は、応募作品について、その内容が安全意識高揚に効果的と考えられる作品を対象とする。

「行動災害防止特別賞」の選考は、特に行動災害防止に着目した作品であり、その波及効果が期待できる作品を対象とする。

「高年齢者災害防止特別賞」の選考は、特に高年齢労働者の災害防止に着目した作品であり、その波及効果が期待できる作品を対象とする。

- 2 受賞作品は各部門の中から1点ずつを原則とするが、応募数や対象業種、労働災害防止上の課題等を勘案し、複数を選定することを妨げないものとする。

- 3 選考会においては、以下の点に留意の上、委員の合議により「優秀作品賞」、「行動災害防止特別賞」及び「高年齢者災害防止特別賞」を選考するものとする。

- ① 労働災害の防止を目的として定められた宣言であること。
- ② 第13次東京労働局労働災害防止計画のロゴマーク「Safe Work TOKYO」の趣旨に沿って、自分自身のみならず周囲の労働者を含めて労働災害防止の意識を高揚させる内容であること。
- ③ 労働災害防止の現状課題に対応した内容であること。
- ④ 応募者が所属する事業場内における役割に応じた内容であること。
- ⑤ その他労働災害防止に資すると考えられるもの。

また、「私の安全宣言」は、「事業場内への掲示」「保護帽への貼付」「ワッペン等への記載」など、関係労働者が身近な場所で活用することを想定していることから、

- ① 長い標語のようなものではなく、適度に短いこと。
- ② 具体的内容で、わかりやすいこと。
- ③ 覚えやすいこと。

を勘案し、選考することとする。

私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2019

「私の安全宣言」 募集！

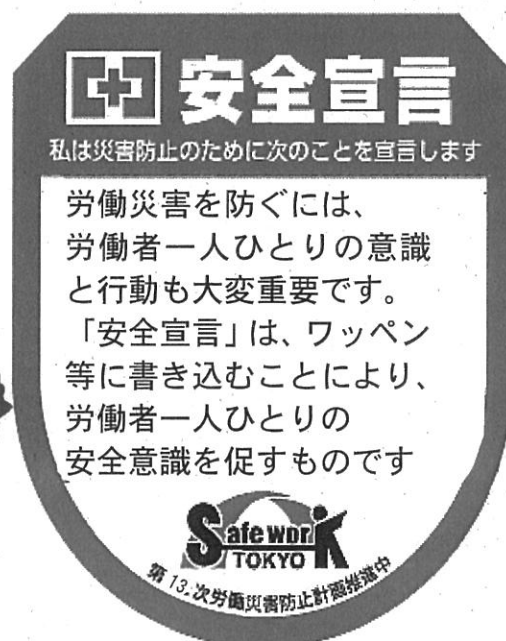
東京労働局では、官民一体となった労働災害防止の取組を推進しています。
この取り組みの一環として、「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2019」を開催し、職場における労働者自身の安全宣言を広く募集します。
多数のご応募をお待ちしております。

募集期間：2019年7月1日（月）～ 10月7日（月）

応募資格：都内で働いている方

発表：入選された方に直接連絡

表彰式：2019年12月頃（予定）



昨年度の優秀作品例

- ・私は確認します。 安全確認・行動確認 現地で声掛け・その場で対応
- ・「つい楽しよう」は近道本能 使い易く施設を整え、墜落災害を防ぎます
- ・「熱いもの通ります」「後ろ通ります」「包丁通ります」 声かけが事故を防ぎます
- ・階段は「焦らず」・「走らず」・「手すりをつかんで」

安全宣言作成のヒントは東京労働局HPをご参照ください

主催：東京労働局、（公社）東京労働基準協会連合会

※応募様式は裏面をご覧ください

「私の安全宣言」応募様式

～ 私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2019 ～

1 応募作品

安全宣言（必須事項）

※ 応募様式1枚につき1つの作品をご記入ください。複数の作品を記入した場合は無効となります。

安全宣言の解説（省略可）

（安全宣言の意図するもの（就業場所・作業内容・取扱設備等に応じた安全宣言のイメージなど）についての説明がありましたらご記入ください）

2 応募区分（応募する部門の□にレ点を記入してください（必須事項（複数可））

☐製造業部門 ☐建設業部門

☐運輸交通・陸上貨物運送業部門 ☐小売業・飲食店部門

☐ビルメンテナンス業部門 ☐社会福祉施設部門 ☐その他の事業部門

☐行動災害防止特別賞 ☐高齢者災害防止特別賞

どのような災害が多いのでしょうか？何に気を付ければいいのでしょうか？
応募様式の書き方は？ 応募のヒントは、東京労働局HPまで！
(<http://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>)



3 応募者氏名及び連絡先

氏 名：

電話又はメール

連絡先：

（自宅・携帯・会社）

所属事業場：

応募先	メール：sengen-safeworktokyo2019@toukiren.or.jp FAX：03-6380-8405（東京労働基準協会連合会） 又は 03-3512-1559（東京局安全課） （メールアドレス、ファクス番号はお間違えのないようにお願いします）	応募締切り 10月7日（月）
-----	--	---------------------------

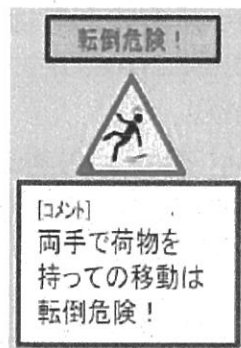
※メールでの応募は7月1日以降でお願いします。

「私の安全宣言」応募のヒント！

①まずは、どんな労働災害があり得るのかをチェック！

〈自分または周りの状況から考える〉

普段の仕事の中で怪我をする可能性はないか、ヒヤリとした場面、ハッとした場面はなかったかを考えてみましょう。同僚や上司と「どんな危険が潜んでいるか」を話し合ってみることも有効です。



〈統計資料や事例から考える〉

行政機関などが公表している統計資料や災害事例から考えることも有効です。ぜひご活用ください！（随時更新していきます）

- ・労働災害に関する資料
(業種別・災害の種類別等関連リーフレット)
- ・労働災害統計、死亡災害事例(東京労働局)
- ・職場の安全サイト(厚生労働省)

②「私は、こうする！」という安全宣言を決め、応募用紙に記入しましょう！

応募の際のヒント！！

※優秀作品は、

- ・その内容が、自分自身のみならず周囲の労働者の安全意識の高揚に効果的と考えられる作品であって、
 - ・労働災害防止の現状課題に対応した内容であり、
 - ・適度に短く(長い標語のようなものではなく)、具体的内容でわかりやすく、覚えやすいこと
- などの条件を勘案して選考します

③応募区分にチェック！

1つの作品で、複数の区分に応募することが可能です。ご希望の部門の□にチェックを入れてください。

また、行動災害防止賞、高齢者災害防止賞の選考対象とする場合には、同様に□にチェックを入れてください。

Q：自分の所属している会社、或いは配置されている職場・職種と違う業種に応募してもいいのでしょうか？

A：もちろん応募いただいて構いません。労働災害の傾向や怪我をする危険性などが共通していて、安全宣言の内容が他業種の意識啓発にも有効と考えられる場合には、ぜひチェックを付けて応募いただければと思います。

Q：行動災害ってなんですか？

A：労働者の行動を主な原因として起こる労働災害のことで、労働災害の型としては、転倒や腰痛・ねんざ、はしごや脚立を使用している最中に墜落・転落する場合などがあります。

Q：高齢者でないと、高齢者災害防止賞には応募できないのでしょうか？
年齢制限はありますか？

A：年齢制限はありません。安全宣言の内容が、高年齢労働者の意識啓発にも有効と考えられる場合には、ぜひチェックを付けて応募いただければと思います。

④お名前、連絡先などをお忘れなく！

氏名、連絡先、所属事業場（※「〇〇株式会社〇〇支店」などのように、支店名や店舗名までご記入ください。）を忘れずにご記入ください。

連絡先は、お電話番号又はメールアドレスをご記入ください。（優秀作品に選ばれた場合の連絡先として使用しますので、お間違えのないようお願いいたします）

⑤内容を確認の上、応募してください！

安全宣言、応募区分、お名前と連絡先が誤りなく記載されていることを確認した上で、以下までお送りください！

○メールによる応募

sengen-safeworktokyo2019@toukiren.or.jp（受付は 7/1 以降）

○FAX による応募

03-6380-8405（東京労働基準協会連合会）

03-3512-1559（東京労働局）

みなさまからの多数のご応募をお待ちしています！！